

エネファーム補助金交付後の変更－補助事業者等に係る変更手続きについて－

補助金を受けて取得した補助対象システム(燃料電池システム)については、補助事業者(補助金を受けた方)が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内に補助事業者に係る変更(死亡による相続/姓名変更/社名変更/成年後見人選任/現住所の変更等)が発生した場合には、「補助事業における補助事業者等に係る変更完了報告書」を提出してください。

【手続きの流れ】

※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

完了報告書の作成・提出

□補助事業における補助事業者等に係る変更完了報告書(C-1B)

<添付書類>

□変更前と変更後の内容を確認できる書類(写し可)

[死亡による相続]

戸籍謄本、住民票等(死亡、相続人との関係、相続人の現住所が確認できるもの)

[姓名変更]

戸籍謄本

[社名変更]

法人登記事項証明書等

[成年後見人選任]

登記事項証明書

[補助事業者現住所]

個人の場合:住民票、運転免許証(表・裏の写し)等

法人の場合:法人登記事項証明書等

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。
(提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。)

FCA 受付・審査

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。
(不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。)

承認通知書の受取

□補助事業における補助事業者等に係る変更承認通知書(C-1C)

※補助事業者へ特定記録郵便で送付します。

※FCAから送付した書類は、補助事業者および手続代行者が保管してください。

《送付先》

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階

TEL:03-5472-1190

書留郵便(簡易書留・レターパックプラスは可)等で送付してください。